

3週間で取り組む「命と暮らしを守る」4つの緊急提言

立憲民主党

新型コロナウイルス感染症の感染爆発ともいえるべき状況が全国に広がっています。この『第5波』では、一日当たりの陽性者数や重症者数が過去最多を更新し、各地で医療提供体制のひっ迫が生じています。自宅療養者が全国で10万人を超え、重症者以外は原則入院できないとの政府方針には、大きな批判の声があがりました。

そもそも政府は、初動や感染拡大期においても、徹底した検査、医療支援、事業者支援などの取り組みが不十分でした。また宣言解除の基準も甘かったため、リバウンドが何度も繰り返されました。ワクチン確保の遅れや、所管大臣の役割が不明確であるという司令塔の複雑化も問題です。

通常に近い生活・経済活動を早期に取り戻すため、今こそ、コロナ対策の再構築が必要です。まず、国際行事の日程や政治日程に振り回されてきた政府の対策を、国民の命と暮らし最優先の対策に改めます。入国管理の厳格化や、必要かつ十分な追加の経済支援によって、人流抑制を実現し、新規感染者を減らします。同時に、医療機関支援を強化することにより、保健所や医療機関が本来有する検査や治療の機能を回復させ、新規感染者と重症者をさらに減少させ、その後の社会活動の早期回復を図ってまいります。立憲民主党は今回、こうしたことを具体化すべく、今後3週間で集中的に取り組むべき4項目を提案いたします。

立憲民主党は、これからも国民の命と暮らしを守るため、行動してまいります。

私たちは同時に、コロナ対策を議論するとともに補正予算を審議するため、憲法に基づき臨時国会の開会を求めています。政府与党が、こうした要求に応えることを強く求めます。

記

1. 集中的な人流抑制等

- 新規感染者数が減少局面にある今だからこそ、あらためて人流を抑制し、人と人との接触機会を一定期間抑制するとともに、検査を拡大し、ワクチン接種を加速させ、感染を封じ込めることが、さらなる新規感染者数減少のための重要な手だてとなる。
- デルタ株を含め、新型コロナウイルスの潜伏期は最長14日間とされているため、今回の人流抑制の取り組み期間を当面3週間とする。
- 人流抑制の取り組みに見合った追加経済支援策として、低所得世帯や収入が大幅に減収した世帯等に1人10万円給付、ふたり親家庭も含む低所得の子育て世帯に対して、児童1人あたり5万円の特別給付金を再給付、給付要件を緩和した上での持続化給付金の給付、家賃支援給付金の再給付など、必要かつ十分な支援を行う。
- 最低限の社会機能を維持させつつ、新型インフルエンザ特措法に基づき、感染拡大地域については、昨年4月の緊急事態宣言発令時と同様に、広範な事業者に対し、休業やイベントの延期・中止を要請し、人流を抑制する。
- 可能な限りのテレワークを推進する。そのために必要な補助制度や税制上の特例措置を充実する。

○政府が国民との信頼関係を回復し、オールジャパンで協力して人流を抑制するために、新型コロナウイルス対策の司令塔を明確化し、感染抑え込みに向けた明確なメッセージを発信する。

2. 医療・保健所の本来機能の回復

- 新型コロナウイルス感染症患者については、本来軽症であっても入院とすべきところ、医療ひっ迫地域において、現状では入院できていない中等症以上の患者が入院して治療を受けられる体制を整備する。そのために、全国規模で広域的に医療人材を相互調整し、臨時の医療施設を設置する。また必要かつ十分な医療を受けられる体制を整備する。
- あらゆる方策を講じても入院ができない場合には、入院調整等に関する保健所と地域医療との連携及び情報共有を強化し、自宅や宿泊施設で療養する患者の容体悪化に即応できる体制を整備する。
- 様々な手を尽くしても感染急拡大により、やむを得ず患者が自宅療養する場合に備え、医師の管理体制が整うこと等を条件に、抗体カクテル療法の自宅での使用を許可する。
- 新型コロナウイルス感染症の治療に有用性が認められる既存薬に関し、患者が使用しやすい環境を早急に整備する。
- 緊急事態宣言の区域等で重症等の患者に対応する医師・看護師等に対して就労を支援するための特別就労支援金を支給するとともに、新型コロナ患者に対応している医療従事者等に追加の慰労金を給付する。
- 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対して、減収分と負担増分を全額事前包括払いするとともに、収入の減ったすべての医療機関への支援を行う。
- 感染症予防策・小児診療等に係る診療報酬の上乗せ特例を10月以降も延長する。
- 保健所の積極的疫学調査体制をさらに強化し、濃厚接触者に迅速な検査と通知を行う。

3. 出入国管理の徹底

- 上陸拒否対象国・地域から入国する外国人の上陸拒否、水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域に滞在歴のある在留資格保持者の再入国禁止については、厳格に対応する。
- 検疫を一層強化する。すべての入国者をホテルで10日間隔離し、1日目、6日目、9日目にPCR検査を実施する。そのために、入国者数を当面1日最大2000人程度に抑制する。

4. 学校・子育てへの配慮

- デルタ株は子どもの感染リスクも高く、家庭内感染が課題となっている。特に緊急事態宣言発出地域ではオンライン授業などの対応が求められる。その際の子どもや親への支援とともに、校内の感染防止対策の支援を強化する。
- 感染拡大地域などにおいては、定期的なPCR検査を実施し、教職員、児童生徒などの感染状況の早期把握に努める。その際には、いじめなどのリスクや子どもの負担軽減等に配慮する。
- 学校教職員のワクチン優先接種を実施する。
- 臨時休校については、地域や学校、学級単位の感染状況等を勘案し、各地方教育委員会、学校法人等が判断することを基本とする。判断の参考のため休校や学級閉鎖に関するガイドライン及び情報を時機に応じて国から発信し、また、国は各地域の情報収集に努める。

①休校の場合

- ・ 午前の学校での預かり、学童保育の終日化など子どもの居場所を確保
- ・ 対象者への給食など昼食の提供体制構築を支援
- ・ 心身の変化など子どものSOSを、早期に把握し適切に対処できる体制の強化
- ・ 学校等休業助成金・支援金を給付
- ・ 保護者在宅のためのテレワークの推進等、企業等への働きかけ、支援を強化
- ・ 学童保育等、校外で子どもが集まる施設での感染防止策徹底のための支援の実施
- ・ 授業コマ数の柔軟な認定を行い、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮

②授業を行う場合・

- ・ 分散学習やリモート授業の実施に伴い、学習指導員等を増員
- ・ 特に、緊急事態宣言発出地域においては、できる限りリモートでの授業やハイブリッド型での授業のための支援を実施

以上